

長浜市告示第186号

長浜市土地改良区電気料金支援補助金交付要綱（令和7年長浜市告示第187号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

題名を次のように改める。

長浜市土地改良区電気料金支援事業補助金交付要綱

第1条中「農業者が」を「土地改良区が」に、「農業者の」を「その」に改め、「（いう。）」の次に「及び長浜市市税等の滞納者に対する補助金交付等の制限に関する規則（平成26年長浜市規則第17号）」を加える。

第2条第1項中「令和6年3月」を「令和7年4月」に、「10月」を「9月」に改める。

第3条第1項中「令和7年度長浜市土地改良区電気料金支援補助金交付申請書」を「長浜市土地改良区電気料金支援事業補助金交付申請書」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 長浜市土地改良区電気料金支援事業補助金出来高調書（様式第3号）

第3条第2項中「令和7年度長浜市土地改良区電気料金支援補助金交付決定通知」を「長浜市土地改良区電気料金支援事業補助金交付決定通知」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（告示の失効）

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第5条の規定については、同日後もなおその効力を有する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第3条関係）

令和 年度 長浜市土地改良区電気料金支援事業補助金
交 付 申 請 書

第 号
年 月 日

長浜市長 へ

事業主体所在地
事業主体名
代表者氏名
発行責任者氏名
発行担当者氏名
連絡先電話番号

長浜市土地改良区電気料金支援事業補助金交付要綱第3条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり長浜市補助金等交付規則第10条第1項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第18条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

記

地 区 名	補助対象事業費	補助金の額
	円	円

関係書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 長浜市土地改良区電気料金支援事業補助金出来高調書（様式第3号）
- (3) 県補助金の交付決定通知（写し）
- (4) 県補助金の実績報告書類
- (5) 様式第4号（電気料金負担が分かる資料を含む。）
- (6) 様式第5号（月別の使用電力量が分かる資料を含む。）

様式第3号中「令和7年度 長浜市土地改良区電気料金支援補助金出来高調書」を「令和 年度 長浜市土地改良区電気料金支援事業補助金出来高調書」に改める。

様式第4号から様式第6号までを次のように改める。

様式第4号（第3条関係）

様式第4号(第3条関係)

1 電気代高騰額と従来補助相当額の算出

地区		従来補助事業の種別						管理強化(連携保全型)	整理番号
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	小計④	
特別 高圧	使用電力量(kwh)①								
	令和7年度の 燃料調整費増嵩単価 (円/kwh)②	4.64	4.23	3.95	3.57	3.38	2.91		
	電気代高騰額(円) (①×②=③)								
高圧	使用電力量(kwh)①								
	令和7年度の 燃料調整費増嵩単価 (円/kwh)②	4.00	4.29	4.00	3.62	2.42	1.76		
	電気代高騰額 (①×②=③)								
低圧	使用電力量(kwh)①								
	令和7年度の 燃料調整費増嵩単価 (円/kwh)②	2.10	3.05	2.88	0.80	0.42	0.09		
	電気代高騰額 (①×②=③)								

リスト
従来補助事業 の種別
基幹水利
管理強化(一般 型・多面費用分)
管理強化(一般 型・治水協定ダム 等費用)
管理強化(連携保 全型)
その他

※③、⑥は小数点以下切捨て

電気代高騰額④ 小計 円

従来補助率⑤

従来補助相当額④×⑤=⑥ 円

其他補助金等の額⑦ 円

補助対象事業費 円

④-⑥-⑦=⑧ 円

県補助金の額⑨ 円

補助金の額(⑧-⑨)×本市負担率×1/2=⑩

 円
(1,000円未満切捨て)

※長浜南部土地改良区については、本市負担率98%

※土地改良区が電気料を負担していることが分かる資料を添付すること。

様式第5号（第3条関係）

様式第5号（第3条関係）

地区

施設別 使用電力量(kwh)

整理番号	従来補助事業の種別	契約種別	対象施設名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	備考
	基幹水利	特別高圧								
小計										

	管理強化（連携保全型）	高圧								
小計										

	その他	低圧								
小計										

※各施設の月別の使用電力量が判別できる資料を添付すること。
 ※管理強化とは、水利施設管理強化事業（水利施設管理事業実施要綱（令和3年3月29日付け2農振第3534号）を、いう。
 基幹水利とは、基幹水利施設管理事業（基幹水利施設管理事業実施要綱（平成8年7月31日付け8構改A第595号）の一般型をいう。
 その他施設とは、基幹水利施設管理事業補助対象施設、水利施設管理事業補助対象施設以外の農業水利施設であり、県営土地改良事業または県の補助を受けて造成した施設をいう。
 ※上記様式により難しい場合は、適宜記入方法を協議すること。
 ※必要に応じ行を追加削除してください。

リスト

契約種別	従来補助事業の種別
特別高圧	基幹水利
高圧	管理強化（一般型・多面費用分）
低圧	管理強化（一般型・治水協定ダム等費用）
	管理強化（連携保全型）
	その他

様式第6号（第3条関係）

事業主体名

代表者氏名 様

長浜市長

令和 年度 長浜市土地改良区電気料金支援事業補助金交付決定通知

年 月 日付け 第 号で申請のあった長浜市土地改良区電気料金支援事業補助金については、長浜市土地改良区電気料金支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条第2項の規定により、下記のとおり交付することとしたので、長浜市補助金等交付規則第7条の規定により通知する。

記

補助対象事業費及び補助金の額

地 区 名	補助対象事業費	補助金の額
	円	円

補助金交付の条件

事業主体は、交付要綱及び規則の規定に従うこと。

交付要綱及び規則の定める補助の条項に違反したときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。